

## 任意継続被保険者の標準報酬月額について

法第47条第1項第2号に規定する任意継続被保険者の標準報酬月額の上限ならびに平均標準報酬月額を下記の通り公告します

下記に基づき算定した  
標準報酬月額(上限) 380,000円

令和3年9月30日現在  
全被保険者の平均標準報酬月額 393,407円

適用年月日 令和4年4月1日  
(令和4年4月分保険料から)

但し、令和4年4月1日以降の任意継続被保険者資格取得者の保険料の基礎となる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額を適用する